

欧州統一特許および統一特許裁判所制度の発効までに検討しておくべき事項と  
新制度下における特許戦略

2016年05月16日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

欧州統一特許の主要なプラス面は、加盟国において同時に権利行使ができることです。また、翻訳費用は最低限に抑えられ、唯一の維持年金を支払うことにあります。一方、主要なマイナス面は、統一特許ゆえに、不利な判決が下された場合、全ての加盟国において権利を一度に失う可能性があることにあります。

特許権者が EP 特許に対して“opt out”を選択しなかった場合、統一特許裁判所制度下では、全加盟国（スペイン、クロアチアを除く、26 ヶ国。但し、ポーランドでは統一特許の効力は及ばない。）において一括して特許が取り消されるという先制攻撃に無防備な状態になる可能性があります。つまり、統一特許裁判所による唯一の判決により欧州地域の全加盟国において統一特許が取り消されてしまう可能性があります。

一方、侵害者が特定されると、統一特許裁判所を利用して、全加盟国（ポーランドを除く。）において一括して侵害行為の差し止めを求めることも可能です。なお、“opt out”を選択した場合でも、後日、“opt in”することによって統一特許裁判所制度の管理下に戻ることができます。

新制度下における特許戦略を誤ると、取り返しのつかいない事態を招来する可能性があります。そこで、新制度の発効予定の 2017 年の前半までの出来るだけ早期に周到に準備／検討しておくことが好ましいと考えられる事項について、以下に説明します。

**【全 5 頁】**

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】** 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.